

額五千元、第三子以降一万円となっているところでございます。

児童手当制度は、児童養育家庭の家計負担の軽減を図るものではございますが、その養育費の全額を支給するものではなくて、その一部を軽減することによって、国や社会が次代の担い手である児童の養育について応分の寄与をしようとする制度でございます。こうしたことから、今回の改正に当たりましては、支給額ということは見直さずに、支給期間の延長ということに優先順位を置いたということでございます。

森ゆうこ君 優先順位ということだったんですね。

それで、先ほど民主党の議員立法に対しての発言に訂正を求めたわけですが、私、児童手当に限らず、子育て支援についての理念、目的というのは非常に重要なことだと思うんですね。

民主党の方の提案者に伺いたいですけれども、まず、先ほどのその文言の修正について、児童から子どもに変えたということについては、これは非常に重要な点だと思いますので、昨日、まあ非常に不適切な他党からの発言もありましたし、そのことについて提案者に御説明をお願いしたいと思います。

委員以外の議員（神本美恵子君） お答え申し上げます。

我が党が提出しております子ども手当法、この名称が児童手当ではなくて子ども手当といたしましたところにその目的、趣旨とも合致するんですけれども、そもそも我が国も批准しております子どもの権利条約、まあ政府訳では児童の権利条約となっておりますけれども、これは批准の際にも国会で様々な議論があったところでございます。

で、その権利条約によりまして、これは非常に我が国の子育て支援にもかかわりまして、大きな発想の転換を迫られた条約でございます。子供は、児童生徒は保護の対象ではなくて権利主体であると、子供は主体であるというところがこの権利条約でございます。

で、これを批准しております我が国とそれから我が民主党としまして、党の政策としてチルドレンファースト、子供を主体とした子供第一の施策を考えるべきだということで、この法案につきましても子ども手当という名称を使わせていただいております。

そのことをより明確にするという意味で、保護者の児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、それだけではなくて、子供自身の成長及び発達に資するという、子供を主体として、目的の中にそれをより明確にするためにそういうふうな書いた法律として提出をさせていただいたわけで、これは党利党略とかそういうことではない、

より我が党の政策を明確にしたものであるということをお断りしたいと思います。

森ゆうこ君 ありがとうございます。

で、その支給対象を十五歳以下の義務教育終了前としたその御趣旨についてはいかがでしょうか。委員以外の議員（神本美恵子君） 子ども手当を何歳の子供まで支給するかということについては様々な議論があるところですが、手当額の水準、所要財源、それに対する財源措置というような問題、我が党としましてはヨーロッパ諸国なども調べさせていただきました。そういう子ども手当の状況などを勘案しまして今回の提案内容十五歳以下、義務教育終了前の児童というふうにさせていただきます。

なお、子供といえますと十八歳未満というふうな国際的にも定義付けされておりますけれども、高校生や大学生の子供を養育する者については、希望者全員に対する奨学金の無利子貸与、私立学校通学者に対する授業料の直接補助その他の措置によって、別途支援をしていきたいと考えております。

森ゆうこ君 そして、今回の法案では、子ども手当の月額額は一人当たり一万六千円というふうにされていますけれども、この額の根拠についても伺いたいと思います。

委員以外の議員（神本美恵子君） 子ども手当

の月額でございますけれども、この支給は、先ほども申しましたように、子供の養育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的の一つとしております。

手当の月額については、所得税の配偶者控除、扶養控除等の改廃による税の増収分による支給することができるといことをベースにいたしまして、諸外国の支給額も参考にして検討をした結果、子供一人当たり一万六千円を支給することとしているものでございます。

森ゆうこ君 それぞれ政府案、それから民主党案、今御説明をいただきました。

ここで、川崎大臣に子育て支援に対する経済的支援の在り方についてお考えをいただきたいと思うんですけれども、現在の我が国における子育て家庭への経済的支援制度としては、扶養控除等による税制上と、そして今ほど話題に、議題になつております児童手当による現物給付というものが併存しているわけでございます。

で、扶養控除というのは、扶養する児童の人数に応じて所得から一定の額を控除するために、課税最低限以下の所得の低い家庭には効果がなく、そして所得の高い家庭に有利に働く、そしてまた税制上の措置であるため目に見えにくい制度でもあります。

一方、児童手当は、児童の人数に応じて定額で

支給される制度となっているため、国民にとつては分かりやすい、そして所得の低い家庭ほど家計に与える効果が大きいということで、諸外国の例を見ても社会保障による児童手当の給付を採用する国が多いところでございます。

そして、前回のときにも問題になったわけですが、その政策効果ということについてその分析をきちんとした上で、私は筋の通った対応をすべきではないかというふうに考えておるところでございますが、大臣の御所見はいかがでしょうか。

国務大臣（川崎二郎君） まず、経済的支援だけを充実したらどのぐらいの数字、すなわち出生率上がるのかという計算は、正直難しいだろうと思えます。それは、前からお話ししているように、ドイツの例を取りましても、極めてフランスより高い児童手当制度を持っておりますけれども、現実には、我が国同様一・三という出生率の中でドイツ自身も悩んでいる。フランスは、やはり保育なりまた雇用の問題なりきめ細かい施策が行われている。したがって、一つの施策をもってどのくらい効果が上がるんですかという算定はなかなか難しいと言わざるを得ない。

しかし、一方で、いろいろな施策を組み合わせる上で、我が国はどのようですかということとは私はそろそろ考えなきゃいけないのではなからう

かと。要は、支援というもののだけでこれから議論をしていっていいのか、支援の結果というものをどこに目標を置いていくかというのは実は大きな議論をしなければならいんだらうと。今までは実はそこところは欠いていました。そこはどうするか。正に、与党の中でも大きな議論だろうと私はまず思っております。

それからもう一つは、民主党の案との対比で申し上げれば、やはり企業が責任を担う面はあるんだらうと、こう思っております。現実に今、森委員は二つと御発言ありましたけど、私は三つだと思つていらっしゃるんです。税制の支援と国、地方による児童手当、これに企業の負担も一部入っています。一方で、企業は独自に、また公務員の皆さん方もそうでありませうけれども、妻の扶養手当、そして子供に対する手当をもらつております。

フランスは、また諸外国は、イギリスも含めてこれを一括してまとめたということの中で成り立っている。したがって、フランスでは制度を維持していくために企業に五・四%上乗せをして徴収をしておると、それによってやっています。しかし、一方で、企業が払う児童手当というのは、子供の手当というのはなくして、したがって、この三つをどうするかという議論を進めなきゃならないんだらうと。

で、私の立場からいえば、一つにまとめるのも

案だなという感じはします。しかし、一方で、税制をしている人たちからいえば、いや、税額控除の方がいいよと、見えるという形になれば税額控除も見えるんじゃないかという意見もある。そこは正にこれから様々な議論をしながら、今我が国は税制と、それから国、地方による支出、それから企業の支出、三つによって経済的支援がされている。これをどう考えていくか。特に、企業が出しているものを我々がこうやりますよと一気に決められません。したがって、企業の皆さん方もしっかりと話していかなきゃならない。しかし、私は企業が負担が全くなくなるというのは必ずしも賛同はできないと、こう思っております。

森ゆうこ君 私も、その企業に対して、こういうことに対する責任を何も負わなくていいんだという意味でこの民主党の案が出されているとは思っております。

で、民主党の提案者に伺いたいんですけども、厚生保険特別会計の児童手当勘定を廃止する理由というのを聞かせただけですか。

委員以外の議員（神本美恵子君） お答えいたします。

この児童手当制度においては、その財源は国庫だけでなく厚生年金保険の事業主等からの拠出金もございます。政府の経理を明確にするため、厚生保険特別会計における児童手当勘定で経理され

ているところがございます。子ども手当制度におきましては、子ども手当の支給に要する費用の全額を国庫で負担するので、この厚生保険特別会計の児童手当勘定という形で経理する必要がなくなつたため、これを廃止することしております。

森ゆうこ君 私は、企業の責任が軽くなる必要はないと思っております。民主党の提案は、理念に沿ってこのような対応が取られておるといふふうに思っているところでございます。

実際、先ほどの税額控除の話なんですけれども、私もずっと確定申告を自分でしてまいりまして、確定申告をするとき、どれだけ控除されているのかとかいろんなことが分かるんですが、普通、サラリーマンはやっぱり分からないんですよ、もう源泉徴収でやっていますからね。だから、そういう意味で、これは税制全体の問題ですけども、もっとやっぱりシンプルに、だれが負担をして、そしてその負担したものがどのように使われているのか、みんなが本当に必要としているところにきちんと無駄なく、そして公正に使われているということをもっと明らかにしていく、そういう政策に全体としてやっていかなければいけないということだろうと思っておりますね。

先ほど大臣の方から、経済支援だけではない、もっと総合的にといふふうなお話でございました。私もそういう意味においては大臣のお考えに同感

でございますが、ここに「希望格差社会」という本がございます。これは東京学芸大学山田昌弘先生、かつてパラサイトシングルという言葉を世に送り出した先生でございますけれども、ここに、先生も厚生労働省からの研究委託等も受けられて様々なところで発言をされています。けれども、この本の中に「ガダルカナルの教訓」というのがあるんですね。山田先生は「少子化対策のシンポジウムで、「ガダルカナルの教訓」を例に引いたら、「こちよっと引用させてください、多くの人はきよんとしていた。」とあります。「太平洋戦争中、南方の小さな島をめぐって日米が争奪戦を繰り広げていたとき、日本軍は、戦力を小出しにしては各個撃破されて、敗北してしまった。それに対して誰も責任をとらなかつたというのも付け加えておこう。厚生労働省が打ち出す少子化対策は、方向性や各施策は間違っていないのだが、なにしろ小出しにしているという印象である。」と。

私も同感でございまして、いろんな施策がいろんなところからやられているわけですけれども、これをもっと総合的に、本当に緊迫感を持って、少子高齢、人口減少というのは避けられないのもしれませんけれども、しかし少しでも少子化のスピードをダウンさせるといふことは非常に今重要だと思っておりますね。そういう意味で、私